

お取引先各位

大興物産株式会社
経 理 部

「取引代金受領に関する依頼書」の提出について

「取引代金受領に関する依頼書」（以下、「依頼書」という。）は、貴社へのお取引代金支払のために必要なものですから、下記の記入要領をご参照の上、ボールペン・万年筆等を用いて正確にご記入いただき、最近3ヶ月以内に交付された登記簿謄本・印鑑証明書各1通を添えてご提出ください。

弊社へご提出いただく際には、必ず依頼書のコピーをとり、貴社の控えとして保管してください。

なお、依頼書に記載された事項に変更が生じた場合、弊社宛に遅滞無く通知の上、下記2に記載する書類を添え、改めてご提出いただくことが必要となりますので、予めご了承ください。

また、依頼書に基づく登録内容については、弊社との間で5年間継続して取引が無い場合、自動的に抹消されます。抹消された場合には、再び取引が生じる際に改めて依頼書を提出してください。

記

1. 弊社とのお取引が貴社の複数の本支店・営業所等で生じる場合には、なるべく貴社を代表する部署から依頼書を1通ご提出ください。

2. 必要な提出書類は下記の通りです。

	依頼書	登記簿謄本 (原本1通) ※1	印鑑証明 (原本1通) ※1	建設業 許可証 (写し1通) ※2	反社会的 勢力排除に 関する誓約書 (原本1通) ※3
新規登録・再登録の場合	○	○	○	○	○
依頼人欄(社名、住所、代表者)を変更する場合	○	○	○	○	○
実印(印鑑証明印)のみを変更する場合	○		○		
上記以外を変更する場合	○				

※1 登記簿謄本・印鑑証明は、最近3ヶ月以内に交付された原本（コピー不可）をご提出下さい。

登記簿謄本は、履歴事項全部証明書をご用意下さい。（新規登録の場合は現在事項全部証明書でも可。）
個人の場合は、住民票（本籍の記載のあるもの）と印鑑証明で代用可。

※2 お取引が工事の場合のみ提出。

※3 お取引が物販・賃貸の場合のみ提出。

3. 区分は新規登録の場合は、「新規」を、登録内容変更の場合は、「変更」を○で囲んでください。

変更の場合には、仕入先コード（99—x x x x x）を記入し（不明の場合は弊社担当者にご確認ください。）、以下すべての欄に記入してください。

4. 依頼日は、依頼書を弊社へご提出いただく日（郵送の場合は発送日）としてください。

5. 依頼人欄には、登記上の本社住所・会社名・代表者名を正確にご記入の上、実印（印鑑証明印）の押印を行ってください。個人の場合は、住民票の現住所を正確にご記入ください。

注）登記簿謄本との照合を行いますので、依頼人は、貴社の支店長・支社長ではなく、必ず登記上の本社代表者名義としてください。

6. 連絡場所は、支払通知書の送付（送信）先となります。会社名（カナ）についても、必ずご記入ください。
また、部課名は、支払通知書を受領する部課名をご記入ください。

なお、支払通知の送付は、メールまたはファクシミリによる送信となりますので、メールアドレスまたはFAX番号は必ずご記入ください。

7. 法人番号は貴社法人番号をご記入いただき、適格請求書発行事業者登録番号は、貴社が適格請求書発行事業者として所轄税務署に登録している場合は併せてその登録番号をご記入下さい。

8. 振込先銀行預金口座は、法人の場合は法人名義に、法人格のない個人商店等の場合には、商号名義としてください。個人名取引以外は、なるべく個人名義の口座を指定しないでください。
金融機関コード・支店コードの欄には、預金口座の統一金融機関番号・統一店番号（全国銀行協会が公表しているもの。）をご記入ください。

なお、口座名義カナについては、法人略語（株式会社：カ）等も、ご使用いただけます。

例	赤坂物産株式会社	→	アカサカブツサン(カ)
	株式会社赤坂物産	→	カ)アカサカブツサン
	赤坂物産株式会社東京支店	→	アカサカブツサン(カ)トウキョウシテン

注) 口座名義カナが間違っていると、弊社からのお取引代金の振込が行えませんので間違いのないように記入をお願いします。

9. 手形による支払については「でんさい」での支払となります。

○でんさい（電子記録債権）は、弊社から貴社への手形によるお支払いを、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が運用する「でんさい（電子記録債権）」を用いてお支払いさせていただくものです。このサービスは、約束手形に代替する支払方法として官公庁などから推奨されているもので、貴社の必要に応じて、債権の分割譲渡も可能となります。

◇指定許可機能を設定されている場合は、弊社を指定許可先として下さい。

弊社の利用者番号 00003UXK5 決済口座 三井住友銀行赤坂支店 当座 6570215 タイコウブツサン(カ)

◇「でんさい（電子記録債権）」の利用に際しては、貴社とお取引金融機関との間で、でんさい利用契約を締結する必要がありますので、お取引金融機関にお問い合わせください。

でんさいネット受取口座情報は、貴社がお取引金融機関との間で締結した契約情報（でんさいネット利用者番号（9桁）および決済口座）をご記入下さい。

10. 依頼書を書き損じた場合には、新しい用紙で書き直してください。やむをえない場合には、二重線で訂正するか、枠内に別紙を貼付けて訂正を行ってください。

この場合には、修正個所に（別紙を貼付けた場合は、原紙と貼付けた紙に跨って）、訂正印として実印（印鑑証明印）の押印を行ってください。

11. お取引が工事の場合は、別途「工事下請負基本契約書」を電子契約にて締結させていただきます。詳細につきましては上記書類をご提出後、改めて弊社の担当者よりご案内いたします。

また、社会保険の加入状況について弊社担当者より確認させていただきますのでご了承ください。

12. 依頼書に記載された内容に「個人情報の保護に関する法律」に規定される個人情報に該当する情報が含まれる場合、当該情報は下記以外の目的では利用いたしません。

- ・その事業者または個人との契約関係や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・取引履歴の管理のため
- ・官公庁への届出、報告、その他行政対応のため
- ・その他、貴社との取引を適切かつ円滑に履行するため

以 上